

バナナ通信

第48号

県内のNPO法人向けの県が発行する情報誌

発行日:平成25年9月1日
発行:沖縄県NPOプラザ
(沖縄県環境生活部県民生活課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789
E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

今号の内容



2頁～3頁 NPO法人プラザ主催
「NPO法人 会計・税務講座開催のお知らせ」

今年も開催します
参加費・無料です



4頁 沖縄県県民生活課からのお知らせ

5頁 事業報告書の提出について

6頁 定款変更について

提出しないといけない書類
がいろいろありますが、提
出はお済みですか？

7頁 助成金情報

8頁 沖縄県NPOプラザからのお知らせ

いろいろなお知らせがありますので、見てくださいね！

県内のNPO法人数(8月末)
594 法人

法人設立認証申請中の団体
5 団体 (8月末)

沖縄県NPOプラザ主催

NPO法人 会計・税務講座のお知らせ

・沖縄県NPOプラザでは、NPO法人で事務及び経理にたずさわる方を対象に、会計・税務講座を開催いたします。

対象者 : NPO法人関係者及びNPO法人の活動に関心のある方
参加費 : 無料

内容及び時間

- ①NPO法人の会計について (13:30~14:40) 70分
- ②活動計算書への変更について (14:40~14:50) 10分
- ③活動計算書の作成について (14:50~15:20) 30分
- ④NPO法人の税務について (15:30~17:00) 90分

講師

★宮古島、石垣、
那覇、沖縄市
の会場
大城逸子税理士

★名護会場
西村裕子税理士

開催日・会場

- 第1回 平成25年10月3日(木) 宮古島市 宮古島市中央公民館 2F視聴覚室
(宮古島市宇平良下里315番地)
- 第2回 平成25年10月10日(木) 石垣市 石垣市立図書館 2F視聴覚室
(石垣市浜崎町1丁目1)
- 第3回 平成25年10月16日(水) 那覇市 沖縄県総合福祉センター 結ホール
(那覇市首里石嶺町4丁目373-1)
- 第4回 平成25年10月22日(火) 沖縄市 沖縄市役所 地下2階市民健康相談室 大ホール
(沖縄市仲宗根町26-1)
- 第5回 平成25年10月30日(水) 名護市 北部生涯学習推進センター 研修室①
(名護市為又1220-146)

申込方法

- ①Web(電子申請)で申込む場合
→沖縄県NPOプラザのホームページから電子申請ができます。
- ②メールで申込む場合
→沖縄県NPOプラザのホームページから申込書をダウンロードできます。
- ③FAXで申込む場合 → 裏面「申込書」による
- ④電話で申し込む場合 → 下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

共催

NPO花と緑の石垣島(いしがきNPOプラザ)、那覇市NPO活動支援センター
糸満市(市民活動支援センター)、沖縄市市民活動交流センター



電子申請は、↑のQRコード
をご利用ください。

申込み及び問い合わせ先

沖縄県環境生活部 県民生活課 担当: 洲鎌、入松田、島
TEL: 098-866-2187 FAX: 098-866-2789
メール: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp
NPOプラザホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/kemminseikatsu/shiminkat sudo/test.html>

NPO法人 会計・税務講座 申込書

受講したい会場に○をつけて、連絡先を記入の上、下記までFAX又はメールにてお送りください。電話での受け付けもできます。

日時	開催場所		定員	参加したい会場に○
10月3日(木)	宮古島市	宮古島市中央公民館 2階 視聴覚室	60名	
10月10日(木)	石垣市	石垣市立図書館 2階 視聴覚室	50名	
10月16日(水)	那覇市	沖縄県総合福祉センター 結ホール	200名	
10月22日(火)	沖縄市	沖縄市役所 地下2階市民健康相談室 大ホール	150名	
10月30日(水)	名護市	北部生涯学習推進センター 1階 研修室1	60名	

団体名	
参加者氏名	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
連絡先	

※申し込み期限 : 各開催日前日まで(※ただし、定員に達し次第、申込受付を終了します。)

申込み及び問い合わせ先

沖縄県環境生活部 県民生活課 担当: 洲鎌、入松田、島
 TEL: 098-866-2187 FAX: 098-866-2789
 メール: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

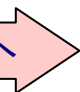
沖縄県からのお知らせ（お願い）です

1 事業報告書の提出はお済みですか？

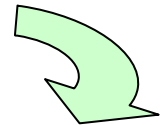
事業報告書の提出は法律で定められた法人の義務です。
沖縄県の場合、法人から提出される割合が、他県に比べると残念ながら非常に低い状況です。
(他県の場合、提出状況が100%に近いところもあります)
まだ提出されていない法人がありましたら、早急に提出されるようお願いいたします。

2 忘れていませんか？ 役員の変更届出の手続き

役員に変更があった場合や役員の再任時などには、役員の変更届出が必要です。
これも、法律に定められた法人の義務です。
まだ提出されていない法人がありましたら、提出をお願いいたします。

詳細は次ページへ 

「特定非営利活動促進法（NPO法）」 を読んでみよう！
NPO法人の義務に係る部分だけを抜粋してみました。



NPO法人の特定非営利活動法上の義務

第5条 NPO法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その特定非営利活動に係る事業以外の事業を行うことができるが、この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。また、その他の事業に係る会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第14条 NPO法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第14条の2 理事は、少なくとも毎年1回、通常社員総会を開かなければならない。

第23条 NPO法人は、その役員の氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、届け出なければならない。

第25条 定款の変更は、認証を受けなければその効力を生じない。また、認証を受ける必要のないものについては届け出なければならない。

第27条 NPO法人の会計は、法に定めるとおりの会計の原則に従って行わなければならない。

第28条 NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上のものの氏名及び住所を記載した書面（事業報告書等）を作成し、これらを翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 NPO法人は、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 NPO法人は、その社員その他の利害関係人から、事業報告書等、役員名簿、定款等の書類の閲覧の要請があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

第29条 NPO法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※その他にも、税法上の義務、労働関係の法令上の義務、登記関係の義務が発生します。

事業報告書の提出について

NPO法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書等を作成して、主たる事務所及び従たる事務所に据え置くとともに、所轄庁（沖縄県）に提出しなければなりません。

- 作成手順 監事による監査の実施 → 総会での議決 → 事業報告書作成
- 閲覧場所 法人の各事務所、沖縄県NPOプラザ
- 閲覧期間 3年間

NPO法人は、自らに関する情報をできる限り公開することを通して、市民の信頼を得ることが重要です。会員や支援者を増やすためにも、正確でわかりやすい資料作りを心がけ、NPO活動の理解を得るチャンスにしましょう。

提出書類
(各2部)

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- ④活動計算書(定款変更を行っていない法人は収支計算書で可)
- ⑤計算書類の注記(活動計算書提出の場合)
- ⑥前事業年度の年間役員名簿
- ⑦前事業年度10人以上の社員名簿

書類作成の際は、NPOプラザのホームページ、又は、「法人の設立及び管理・運営の手引き」を参照し、掲載されている様式をご利用下さい。

注意！！ 事業報告書を提出しない場合は罰則が適用される場合があります。

- 20万円以下の過料。
- 3年以上事業報告書を提出しなければ、認証取消処分になる場合があります。

役員変更届出について

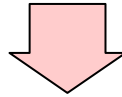
役員の任期を確認して下さい。

- 任期が終了した際、役員が変更になる場合はもちろん、同じ人が続けて役員をされる場合(再任)も、「役員変更届出書」を提出する必要があります。
- 新任、辞任、解任、死亡、住所の変更、改姓・改名がある場合も、その都度、届出が必要です。
- 届出の作成については、沖縄県NPOプラザのホームページをご参照下さい。
- 代表者が変更になる場合は、県までご連絡下さい。

「収支計算書」から「活動計算書」への変更について

平成24年4月1日のNPO法の改正により、事業報告書等の提出時の添付書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」へ変更となっています。

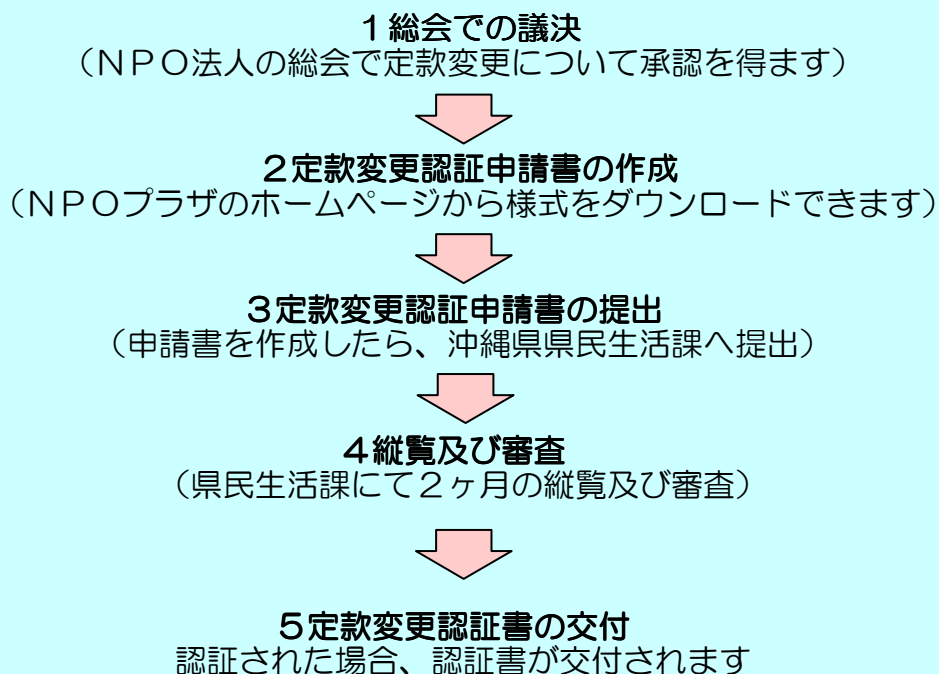
NPO法人におかれましては、「収支計算書」から「活動計算書」へ変更する必要があります。



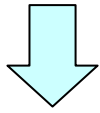
「活動計算書」への移行に当たって、各法人の定款の中の「収支予算」「収支決算」を「活動予算」「活動決算」へ変更する必要があります。
定款の変更がまだの法人は、早めに定款の変更をお願いします。

※「収支計算書」から「活動計算書」への変更は、法律が求めている事項であるため、総会の議決を持って有効となり、沖縄県の認証を得ずに、活動計算書へ変更できますが、沖縄県では、認証の手続きをお願いします。

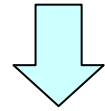
一般的な定款変更の流れ



定款の変更がまだの法人は、早めに定款の変更をお願いします。



助成金情報



県に情報提供のあった分を掲載しています（県のHPには掲載済）
 詳細は各団体へ直接、お問い合わせいただくか、各団体のホームページをご覧ください

その他にも、NPOの支援に積極的な企業や団体がたくさんあります！
 皆さんも、直接、インターネットなどでどんどん検索してみてください！！

福祉分野

沖縄県社会福祉協議会社会福祉振興基金
<地域福祉活動モデル事業助成>

【対象事業】

- ①既存の事業や公の制度では対応が難しい地域のニーズに応える等の先駆的、開拓的な取り組みで、他のモデルとなるもの。
- ②地域の活性化や課題解決に向けた取り組みで、一定の成果が期待できる事業。
- ③助成終了後も継続して実施することができる事業。

【助成対象団体】

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、任意団体（ボランティアグループを含む）など

【助成額】

1件あたりの額が2年間で100万円を限度とする。
 （助成期間 2年間）

【応募期間】

平成25年8月1日（木）～9月30日（月）

【問い合わせ・応募先】 ※詳細は以下まで

沖縄県社会福祉協議会 いきいき長寿センター
 〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1 西棟3階
 TEL 098-887-1344 FAX 098-887-1349
 E-mail : ikiikichouju@okishakyo.or.jp

環境分野

公益財団法人 都市緑化機構
<2013花王・みんなの森づくり活動助成>

【対象団体】

- ・国内で身近な緑を守り、育てる活動（森づくり活動）に取り組んでいる団体。
- ・国内で子供立ちに緑との触れあいに機会を創出する活動（環境教育活動）に取り組んでいる団体。

【助成期間】

2014年3月～2017年3月までの3年間

【支援内容】

1・2年目各50万円／年、3年目25万円を上限に助成

【募集期間】

2013年8月1日～10月31日

【申請・お問い合わせ】 ※詳細は以下まで

公益財団法人 都市緑化機構
 花王・みんなの森づくり活動助成事務局 小松・土井
 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-2-4
 田村ビル2階
 TEL 03-5216-7171 FAX 03-5216-7195
 E-mail : midori.info@urbangreen.or.jp

社会問題解決

一般社団法人 大竹財団
<大竹財団助成金>

【助成対象】

公益、社会問題の解決に取り組む事業を行うNPO、任意の市民団体、ボランティアグループ、個人

【優先助成分野】

- ①平和 ②環境／資源エネルギー ③人工／社会保障
- ④国際協力

【助成上限額】

50万円

【募集期間】

通年。年間を通じて申請を受け付けています。

【申請・お問い合わせ】 ※詳細は以下まで

一般財団法人 大竹財団（事務局／担当：関盛）
 〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-5
 セントラルビル11階
 TEL 03-3272-3900 FAX 03-3274-1707

青少年育成

<公益財団法人JKAによる補助事業>

【補助の対象となる活動】

小学生・中学生・高校生の健全育成に資する交流・研究活動

【補助の金額】

100万円

【要望受付期間】

平成25年8月19日（月）～10月4日（金）

【お問い合わせ】 ※詳細は以下まで

公益財団法人JKA 補助事業部公益・福祉振興事業課
 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6
 詳しくは「Ring!Ring!プロジェクト」ホームページまで
 (<http://ringring-keirin.jp>)

環境分野

<TOTO水環境基金助成>

【助成対象】

小学生・中学生・高校生の健全育成に資する交流・研究活動

【助成金額】

概ね80万円を上限に助成

【応募期間】

2013年8月1日（木）～9月30日（月）

【お問い合わせ】 ※詳細は以下まで

TOTO株式会社 総務部 TOTO水環境基金事務局
 〒802-8601 北九州市小倉北区中島2-1-1
 TEL 093-951-2224 FAX 093-951-2718

沖縄県NPOプラザからのお知らせ

☆ バナナ通信個別発送の終了について

これまで、各法人あてに個別発送を行ってきましたが、各法人あての郵送は今号をもって終了させていただくことになりました。NPOプラザのホームページには引き続き掲載いたしますので、今後はそちらからご覧くださいませようお願いいたします。

印刷された「バナナ通信」は、県庁4階の沖縄県NPOプラザ(県民生活課内)にて配布いたしておりますので、ご希望の方は「NPOプラザ」までお越しください。また、「那覇市NPO活動支援センター」、「糸満市市民活動支援センター」、「沖縄市市民活動交流センター」、「いしがきNPOプラザ」でもご覧になれます。

☆ メール登録のお願い

メール登録をしていただくと、「バナナ通信」や講座開催のお知らせなど、県からの情報をいち早く配信いたします。登録を希望される団体は、次のメールアドレスあて、『団体名』と『メーリングリスト登録希望』と書いて送信して下さい。

↓
npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

☆ 内閣府が実施したNPO法人に関する世論調査の報告書について

今年6月に内閣府が実施した「NPO法人に関する世論調査の報告書」が、内閣府のホームページに掲載されております。

国民のNPO法人に対するイメージや活動への参加の意識、NPO法人の発する情報に対する認識などの内容となっております。興味のある方は、『内閣府NPOホームページ』までアクセスして下さい。その他にも情報が盛りだくさんですよ。

↓
<https://www.npo-homepage.go.jp/>

☆ 情報提供について

県からの情報発信だけでなく、皆様からの情報も取り入れて、より役立つ「バナナ通信」を目指していきたいと考えています。皆様からの情報提供をお待ちいたしております。

イベント情報や法人の活動の様子、その他役立つ情報、また、日頃疑問に感じている点などについての質問など、お寄せ下さい。寄せられた情報は当方で可否を判断した上で掲載していきます。

情報は、沖縄県NPOプラザまで

- 電話 098-866-2187
- FAX 098-866-2789
- メール npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

編集後記

- ・新年度になってはや5ヶ月がたちました。県の新しいNPO担当者もだいぶ慣れてきたところです。皆様、今後ともよろしくお願いたします。
- ・今年も会計・税務講座を企画しました。法人のスキルアップのために大いにご活用下さい。
- ・法人からの提出書類に簡単な間違いが多いようです。提出前には今一度ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

